平成２５年（フ）第９３８号
神戸市長田区大谷町３丁目１番41―201号
債務者　山下　泰弘
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４５３号
札幌市豊平区平岸６条14丁目３番17号
債務者　大場　貴文
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村本　耕大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１７号
札幌市清田区里塚１条２丁目18番８号
債務者　西山　正一（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５０３号
埼玉県和光市白子２丁目15番１―302号　メゾン和光台
債務者　加藤　昭
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柿沼　佑一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
和歌山県日高郡美浜町大字和田1138番地の94
債務者　畑　英子
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　有治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第２２号
和歌山県日高郡日高川町大字山野1119番地
債務者　西瀬　綠
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第１２９号
岡山県真庭市蒜山下徳山289番地３、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山西茅部1268番地
債務者　小芦　敦
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　弘枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月３日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第８４４号
神戸市北区北五葉５丁目２番47―204号、従前の住所兵庫県三木市別所町近藤186番地の23
債務者　藤岡　琢
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　久俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南25389番地
債務者　永友　好光
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速水　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４５１号
北九州市門司区大字恒見12番地１
債務者　太田　金也
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６２６号
東京都町田市本町田2114番地13、前住所東京都町田市旭町２丁目11番24号
債務者　吉林　勝二
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河島　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６５２号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目５番２―312号
債務者　山本　直
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　康友
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４２６号
札幌市中央区北１条西18丁目２番地
債務者　竹内　淑惠
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７４号
金沢市直江町イ72番地
債務者　矢部　春美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二木　克明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１６２号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の305
債務者　上田　武
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　典高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第１６４号
松江市宍道町白石1599番地
債務者　川島　裕
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大國　暢子
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市平良字西里171番地　天天荘３階１号室
債務者　狩俣　修也
1　決定年月日時　平成26年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第３９５号
函館市白鳥町３番19号
債務者　館山　圭子（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
函館地方裁判所